平成２６年（フ）第７７６号
神奈川県藤沢市天神町３丁目12番地の16　グレイス湘南102号室
債務者　小林貴志子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８２５号
横浜市鶴見区下野谷町２丁目85番地　あけぼの荘105
債務者　真喜志祐次郎
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８８６号
横浜市緑区北八朔町1641番地８　谷津田原ハイツ10棟104号
債務者　市川　春男
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月13日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４６号
北海道上川郡東神楽町南13号左支線奥１番地
債務者　佐々木靖子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５２号
北海道旭川市永山１条13丁目２番13号　ＡＰｉＡハイム２―101号
債務者　服部ひとみ
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６３号
北海道旭川市永山６条23丁目６番１号、住民票上の住所北海道旭川市永山８条４丁目３番14号
債務者　棚田　茂男
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６４号
北海道旭川市永山６条23丁目６番１号、住民票上の住所北海道旭川市永山８条４丁目３番14号
債務者　棚田　小春
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５９号
愛知県刈谷市半城土町大下馬87番地　１Ｆ―１、住民票上の住所愛知県岡崎市藤川町字峠荒古７番地32
債務者　鈴木　忠幸
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３４４号
東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ケ谷726番地コーポ立堀27号
債務者　三ッ橋利男
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１６３号
栃木県鹿沼市口粟野1617番地２
債務者　湯田佐知子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月25日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３８号
栃木県真岡市中郷232番地19　大島コーポＡ号
債務者　高橋　　昇（旧姓羽部）
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３９号
栃木県宇都宮市今宮３丁目１番２号　レインボーハウス203
債務者　鮎瀬　和夫
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４８号
岡山市北区東古松488番地14　サンコーポ東古松205、旧住所岡山市南区浦安本町94番地14　４―301
債務者　岡本　健治
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１号
宮崎県都城市高城町桜木1448番地３　高齢者住宅さくら荘、住民票上の住所宮崎県都城市安久町6458番地１
破産者　森山　節子
法定代理人成年後見人　弁護士　大塚　幸治
1　破産債権の届出期間　平成26年７月17日まで
2　一般調査期日　平成26年８月20日午前10時40分
平成26年６月18日　宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第３４８号
福井県鯖江市当田町第12号５番地10
破産者　木内　好郎
1　破産債権の届出期間　平成26年７月18日まで
2　一般調査期日　平成26年８月５日午前11時30分
平成26年６月18日
福井地方裁判所民事部破産係